

# 「SNS詐欺」「靈感商法」など注目 世相を反映 2022 消費者問題

国民生活センターは昨年12月9日、恒例の「消費者問題に関する10大項目」の2022年版を発表しました。改正民法の施行で成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと、SNSなどがきっかけの消費者トラブル、靈感商法への対応強化などが注目されました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に関連し、エネルギー・穀物価格の高騰や急激な円安などで食品、電力などの値上げが生活を直撃。さらにウクライナ情勢を悪用し義援金や支援を口実にした詐欺、「新型コロナウイルスによる売り上げ低迷」を口実にした電話勧誘販売など、世の中の動きを反映したトラブルも目立ちました。

一方、2022年のホクネットの活動では、「除排雪トラブル」が第一に挙げられます。昨冬、大雪に見舞われた札幌などで「除排雪が契約どおりに行われない」などの通報がホクネットに殺到。その後の昨年5月、除排雪サービスを行う札幌の2社に対して、除排雪を行わなかった分の代金の返金などを求める申入れを行いました。特定適

## 消費者問題に関する2022年の10大項目

(国民生活センターホームページから)

- 18歳から大人に 4月から改正民法施行
- SNSやマッチングアプリをきっかけに詐欺的トラブル目立つ
- 海産物の送り付け商法 高齢者の割合も高く
- ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生
- 靈感商法 対策検討会で提言まとめる
- 生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も
- 新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も
- 再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- 消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正
- 消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表

格消費者団体の認定後初の申入れとなりました。他に、札幌市から受託した事業が本格始動しました。市と連携することで消費者行政の態勢強化につながります。

**寄付金合計額**  
ご協力ありがとうございます  
3,301,375円  
R4.4.1~R4.12.31  
前年同期比  
2,981,142円減

**会員加入と寄付ご協力のおねがい**  
活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いします。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。

## 編集後記

2022年の国民生活センター選定の「10大項目」。人をだましてお金を得る手口の何と多いことか。「○○商法」どころか、きつぱり「犯罪」「詐欺」と呼びたいものです。▼今は立派にお店を経営する古い友人は、若いころ英語教材の会社に就職しました。「高いけどすぐいい教材です」と張り切つて、私たちにも勧めました▼でもそれは、虚偽のうたい文句で高額で売りつける「教材商法」だと気づき、すぐ退職しました。大卒でまっとうな有名企業に就職したけれど、社風が合わずに退職し、焦って選んでしまった会社でした▼成約ゼロで辞めた友人ですが、善良ゆえに自身の不明を恥じ、周りに勧めたことにも罪悪感を持ち、しばらく立ち直れませんでした▼だましの首謀者たちは、消費者だましくなく、こうした手下たちまでもだます。ついたまされちゃう。罪深い手口です。(渡辺)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体

認定特定非営利活動法人

**消費者支援ネット北海道**

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

MAIL: info\_hokkaido@hocnet1222.jp

Facebook: hocnet1222 Twitter: hocnet20162

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

ホクネット

# 第80号 ホクネット通信

もくじ

- 2 ページ... 旧統一教会の問題受け「不当な寄付勧誘防止」の新法が成立
- 3 ページ... 北海道産地直送センターに商品購入者への全額返還を申入れ
- 4 ページ... 国民生活センターが「2022年の10大項目」選定

# 北に一星あり★

## 小なれどその輝光強し

特定適格消費者団体  
NPO 法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松久 三四彦



### 新たに被害回復請求の活動も

明けましておめでとうございます。消費者支援ネット北海道（略称ホクネット）は、一昨年（2021年）10月、全国で4番目の特定適格消費者団体の認定を受けました。これにより、従来の、消費者契約法や景品表示法、特定商取引法などに違反する事業者の不当な行為に対する差止請求に加え、新たに、消費者裁判手続特例法による被害回復請求をすることができるようになりました。それに伴い、従来の（差止）検討委員会（17名）に並んで、被害回復検討委員会（11名）を立ち上げ、2021年度は4回、2022年度は昨年12月までに9回（持ち回り1回）の検討会を行いました。

この特例法に基づき、この間、除排雪・脱毛エステ・産地直送事業者への返金申入れ等を行いました。また、差止請求活動として、家庭教師派遣サービス・料理教室・建物賃貸借・パーソナルトレーニングジム・レンタカー・定期購入の事業者に対する申入れを行いました。ほかにも、消費者庁・北海道・札幌市からの委託事業を行い、法律の改正等の際

して意見書を提出しました。

このような多彩な活動を行うことができましたのも、ひとえに、献身的に活動を担っていただいた多くの法律問題の専門家、消費生活相談員、事務局の皆様、公正取引委員会北海道事務所との検討会などをおしてのご教示、密接な連携をいただいている北海道や札幌市の消費者施策関係の皆様方、そして、何よりも、ホクネットの財政基盤を支え応援していただいている法人・個人会員の皆様のおかげです。

### 消費者の安心のために

消費者が安心して暮らせるよう、当団体が「北に一星あり小なれどその輝光強し」（私が最初に勤めた大学で、その昔、学校新聞に掲げられた言葉です）と評価されるよう、これからも、ゆっくりであっても着実な歩みが続けていきたいと思っております。今後とも、引き続きご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

# 不当な寄付勧誘禁止

## 新法成立、1月5日施行

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）による献金勧誘や霊感商法などの問題を受け、被害者救済のための新法「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」と、関連する改正消費者契約法、改正国民生活センター法が昨年12月の臨時国会で可決、成立しました。一部の規定を除き1月5日に施行されます。

新法は、宗教法人に限らず、個人から法人や団体への寄付が対象です。いわゆるマインドコントロール下にある人への寄付の勧誘を念頭に、「自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする」などの「配慮義務」を明記しました。

寄付を勧誘する際に霊感の知見を悪用したり、不安をあおったりして困惑させる行為などを禁止し、違反すると国が勧告や命令を行い、命令に従わない場合は1年以下の拘禁刑か100万円以下の罰金（または併科）が科せられます。

被害救済の仕組みとして、一定の不当な勧誘行為によって行った寄付については、取消権を使って返金を求めることができます。消費者契約法の改正で、霊感商法の契約の取消権を行使できる期間について、契約締結から5年としている規定を10年に、被害に気づいた時から1年としているのを3年に、それぞれ延長しました。

また、家族の救済策として民法の特例を設け、子や配偶者が本来受け取るべき養育費などの範囲で寄付を取り消し、返金を求めることができるようにしました。

国民生活センター法改正では、特に必要と認める時は事業者名などを公表できるほか、適格消費者団体への情報提供など、被害の予

防・救済の実効性を高めるため、センターの役割強化を盛り込みました。

新法は付則で、施行後2年をめどに見直すことを定めています。

## 「余りに不十分」全国弁連が声明

新法に対し、全国霊感商法対策弁護士連絡会は「被害防止の観点からも被害者救済の観点からも、余りに不十分」と批判する声明を発表しました。具体的には①家族被害の救済のための債権者代位権行使の特例は要件が狭く、取り消しの範囲も狭い②行政処分による救済可能性が不明③禁止行為等の範囲、適用対象が狭い④個人への寄付が対象から外れている一などの問題点を指摘しています。

## 消契法施行規則改正で意見書

新法成立を受け、消費者契約法及び国民生活センター法の施行規則の一部を改正する内閣府令案に対し、ホクネットは2022年12月22日付で消費者庁に意見書を提出しました。

意見書は、国民生活センターが適格消費者団体に提供する消費者紛争に関する情報について、府令案で「和解仲介等の手続に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」に限定していることに対し、「限定を厳しく解すると、情報提供の範囲が拡大されなくなる可能性があるため、提供しない場合が例外的であることを明確にすべきである」と主張しています。

## 特商法、景表法でも意見書提出

ホクネットは、「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見書と「景品表示法検討会の報告書とりまとめ」に関する意見書を2022年12月、消費者庁に提出しました。

意見書は、いずれもホクネットのホームページに掲載しています

# 「有利誤認」全額返還を

## 北海道産地直送センターに申入れ

ホクネットは、消費者庁が景品表示法に基づく措置命令を出した(株)北海道産地直送センター（札幌市）に対し、商品の購入者が返金を希望する場合は全額を返金することなどを求める申入書を2022年11月16日付で送付しました。

消費者庁の措置命令（同年7月29日付）は、同社がウェブサイト上に表示したカニやサケなど34商品と、放送番組内で表示した加工食品のセット3商品が対象です。同社が「通常価格」と称して表示した価額は販売実績のないものだったほか、有償の商品を「プレゼント」と称し、無償で提供するかのように表示していました。これらは、実際の販売価格が通常価格に比べて安いかにように思わせるもので、景表法が禁じる「有利誤認」に当たります。

申入れは、同社ウェブサイトや放送番組内の表示を見て、通常価格より安いと誤認した購入者や、「プレゼント」と称する商品が無償と誤認した購入者について、①返金希望者には全額を返金すること②代金未支払いの購入者で支払いを拒絶する場合は支払いの必要がない旨を告知し、代金を請求しないこと一を求めています。

## 除排雪サービス契約の不当条項

## 3社に修正申入れ

ホクネットは、除排雪サービス事業者である(株)高翔工業、(株)優翔、(株)ケイアイの3社（いずれも札幌市）に対し、契約書等の中に、消費者契約法に照らして不当な条項があるため、当該条項の使用中止または修正を求める申入書を2022年11月16日付で送付しました。

除排雪事業に関しては、同年5月以降、

高翔工業、優翔を含む7社に対し、契約に基づき消費者から受け取った代金のうち未実施分の代金の返金などを求める申入れを行いました。

今回の申入れは、3社が使用する契約書等が定めるキャンセル料や返金の規定の中に、消費者契約法に違反する内容が含まれているためです。

## 三景スタジオに照会書

ホクネットは、(有)三景スタジオ（旭川市）に対し、キャンセル料の規定について、再度説明を求める照会書を2022年11月16日付で送付しました。

同社に対しては、ウェブサイト上にある写真撮影のキャンセル料の記載が、消費者契約法が規定する「平均的な損害の額」を超え無効であるとして、2021年4月に当該条項の使用中止または修正を求める申入れを行い、協議を続けてきました。

しかし、これまでの同社の説明では、キャンセル料の発生時期を撮影4カ月前としている点や、撮影日4カ月前から8日前までのキャンセル料を一律50%としている点について合理的理由を見出すことができないため、あらためて照会しました。

## ABC Cooking Studioに要望書

ホクネットは、(株)ABC Cooking Studio（東京都）に対し、ポイントサービス利用規約の未改定部分の改訂を求める要望書を2022年11月16日付で送付しました。

同社に対しては、ポイントサービス利用規約に消費者契約法に反する条項があるとして、同年7月19日付で質問書兼申入書を送付し、8月24日付で一部改訂する内容の回答がありました。しかし、ポイントを取り消す理由・根拠などが明確でないことから、あらためて要望しました。

申入書等はホクネットのホームページに掲載しています